

児童クラブに係る国の協議状況

1. 社会保障審議会児童部会 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会

7回開催、報告書（12/25）

2. 厚生労働省の報告書から（抜粋）

(1) 放課後児童クラブの基本的な考え方

- ・「児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。」
- ・放課後児童クラブに求められる機能としては、児童と保護者が安心して利用できる居場所として相応しい環境を整備していくことが適当である。
- ・放課後児童クラブの具体的な機能、役割については、上記の点を踏まえ、現行の放課後児童クラブガイドラインの内容を基本として、子ども・子育て支援新制度の施行までに整理し、新たに作成するガイドライン等により明確化することが適当である。

(2) 具体的な基準の内容について（市町村が条例を制定する）

① 従事する者【従うべき基準】

- ・「児童の遊びを指導する者」の資格を基本とする。
- ・必要な知識・技能を補完するための研修を制度化する。
- ・資格の水準は、「児童の遊びを指導する者」（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項に該当するもの）であって、知識・技能の習得するための研修を受講した者とする。
- ・有資格者となるための研修については、原則として都道府県が実施する。なお、都道府県から委託を受けた者が実施することも可能とする。
- ・新制度の施行後、一定の経過措置等が必要である。
- ・業務に従事する者全員に資格を求める必要はない。有資格者でない者も業務に従事することが可能である。
- ・着任時の研修の受講を推奨する。また、職員の質の向上のために体系的な研修制度を整備する。

② 員数【従うべき基準】

- ・職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とする。
- ・小規模クラブについては、2人以上の配置を原則としつつ、1人でも可とする。この場合の専任の職員は有資格者とする。

③ 児童の集団の規模【参酌すべき基準】

- ・児童の集団の規模はおおむね40人までとする。
- ・毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数とする。

④ 施設・設備【参酌すべき基準】

- ・面積は、「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とする。
- ・面積要件の算定の基礎となる児童数は、「児童の集団の規模」と同様、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数とする。
- ・休息できる場所が必要であるため、静養スペースを設ける。
- ・高学年の受け入れに当たっては、対象年齢に相応しい遊具、図書などの備品等について適切に対応すること。

⑤ 開所日数【参酌すべき基準】

- ・年間250日以上を原則とする。
- ・地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとする。

⑥ 開所時間【参酌すべき基準】

- ・平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とする。
- ・地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとする。

(3) その他の論点

- ・地域の実情に応じて市町村が適切に利用手続きを定め、実施すること。
- ・市町村は、必要な情報の収集を行うこと。市町村は、保護者等に対し、必要な情報を提供すること。
- ・市町村はクラブの定員や待機児童の状況等を一元的に把握し、必要に応じ、利用のあわせん・調整等を行っていく。待機児童が発生した場合に、定員に達していないクラブを紹介する。
- ・6年生まで事業の対象範囲であることが明確化されたことを踏まえ、必要な者が支援を受けられるよう整備を進めていくことが必要であるが、個々のクラブにおいてすべて6年生までの受入れを義務化したものではない。
- ・「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」は、放課後の子どもの時間の在り方について共通した認識を持ち、事業のより密接な連携等を推進すること。
- ・障害児の受入体制の充実、強化を図っていくこと。
- ・虐待の早期発見に努めることが必要である。福祉的介入が必要と考えられるケースについては、児童相談所や市町村の担当部署と連携を図ること。